

# 子ども虐待防止にむけた保育所、学校等の役割と課題

西原 尚之・原田 直樹・山口のり子・張 世哲

**要旨** 本研究の目的は子ども虐待防止にむけて保育所、学校等の役割と課題を明確にすることにある。そのためA市の要保護児童対策地域協議会が保育所、幼稚園、小学校、中学校の教職員に実施したアンケート調査(533票)の結果を分析し、3つの視点から課題を考察した。第1は研修や知識面の課題である。教職員全体に行き渡る研修システムの構築が必要で、優先されるべき内容は基本的な法制度であると指摘した。第2は通告に関する課題で①通告は支援のきっかけという認識の普及②通告に関わる法律の周知③虐待の具体例と子どもへの影響の周知④通告を個人的判断から組織的判断に委ねるシステムづくりの重要性を述べた。第3は関係機関との連携に関する課題で①要保護児童対策地域協議会の認知度を上昇させる必要性②児童相談所、子育て支援課が「迅速に対応できてない」とする原因を把握する必要性③スクールソーシャルワーカーなど児童虐待問題に対応できる専門職配置の有効性を指摘した。

**キーワード** 子ども虐待 要保護児童対策地域協議会 児童虐待防止市町村ネットワーク 児童虐待防止法 スクールソーシャルワーカー

## 1. はじめに

わが国で子ども虐待問題に光があたるようになったのはそう昔の話ではない。あえて時期を特定するならば1990年といえるのではなかろうか。1990年は厚生省(現厚生労働省)が初めて児童虐待の統計を取り始めた年である。国が子ども虐待を解決すべき課題であると認めた証左である。また同年は本邦初となる児童虐待防止協会が大阪に設立された年にもあたる。1990年から2000年までは子ども虐待問題に関する課題を発見し確認する期間だったと振り

返ることができる。親権の前に子どもを保護できない法制度上の問題、虐待を受けた子どもたちが被る心理的ダメージに対するケアの問題、親治療や家族再統合の問題、機関連携や児童虐待防止ネットワーク構築の問題など数多くの課題が浮き彫りになっていった。そして2000年から現在までは課題解決にむけて試行錯誤してきた時期ととらえることができよう。2000年に施行された児童虐待防止法はまさに子ども虐待防止のためのバックボーンとなった。以後2回の法改正はいずれも親権より子どもの権利を優先させる内容となっている。トラウマ心理学の

知見は子どもたちを理解、援助する重要なツールとなり、児童養護施設等に心理職が配置されるようになった。親治療の課題はさほど進展が見られないが家族再統合に関しては施設に家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置が始まっている。

こうしたなかで児童相談所に児童虐待ケースが一極集中する状況も課題の1つと考えられてきた。児童相談所には虐待通告の受付、虐待状況の調査、子どもの保護、施設への措置、親への指導等すべての機能と責任が集中しているが、全国でわずか192カ所（2006年4月現在）の児童相談所が虐待ケースのすべてをカバーすることは困難である。この状況に対応するため厚生労働省は2000年に「児童虐待防止市町村ネットワーク事業」を創設した。これは関係機関による恒常的なネットワークを設置することで虐待ケースの早期発見と早期支援を地域で行おうとする意図の現れであった。そして2004年の児童福祉法改正によってこうしたネットワークが「要保護児童対策地域協議会」という名称で法定化されたのである。この法定化によってこれまでネットワークを構築するときの難点であった守秘義務に関する懸念が払拭されることになった（厚生労働省2005）。また当初「置くことができる」という任意設置であった協議会は2008年4月に施行された改正児童福祉法によって「置くように努めなければならない」と設置努力の義務が課せられた組織に位置づけられた。協議会事務局のほとんどが市町村自治体であること、また2004年の児童福祉法改正で虐待の通告先に市町村が加えられたことを考えれば重篤ケースを除く虐待相談の一次機能は市町村におろされたと結論できよう。児童虐待問題は児童相談所だけではなく要保護児童対策地域

協議会という協働システムのもとで地域の関係機関が主体となって対応していくパラダイムに進化したと言ってもよい。

しかし要保護児童対策地域協議会は児童虐待防止市町村ネットワークの時代を含めても10年に満たない新しいシステムであり、多くの課題がすでに指摘されている（才村2005）。

福岡県のA市でも2002年に「児童虐待防止実務担当者会議」という名称で児童虐待防止市町村ネットワークを発足させ、これを2007年3月に要保護児童対策地域協議会に移行させて機能の充実を図ってきたが、協議会の課題の1つとして協議会構成機関によって子ども虐待に対する認識度や知識に差異がある点があげられてきた。協議会は機能や職種が異なる機関の集合体であるため認識のギャップなどはある程度存在するのが当然である。ただし多機関が協働して支援を行う場合は支援目標、支援方法、分担する役割は合意されておかねばならず、そのためには最低限の認識や知識は標準化させる必要がある。とくに協議会を実質上運営する事務局は教育機関、医療機関、福祉機関など領域ごとに存在する認識や知識の特徴をふまえたマネジメントがもとめられよう。

そこでA市要保護児童対策地域協議会はそれぞれの構成機関が持つ役割や課題を明確化するために、まずは子どもと日常的に接する頻度がきわめて高い学校・幼稚園・保育所に対して子ども虐待への認識調査を実施した。本論では以下に「A市における子ども虐待に関する保育所・学校等の認識調査」の結果を紹介し、「子ども虐待に関する知識」、「虐待通告に関する認識」、「関係機関との連携」という3つの視点から考察をくわえる。

## II. A市における子ども虐待に関する保育所・学校等の認識調査

### 1. 調査方法

#### 1) 調査対象

A市の全保育所（20カ所）の保育士254人、全幼稚園（4カ所）の教師27人、全小学校（10カ所）の教師184人、全中学校（8校）の教師129人。調査対象者数は全体で594人である。

#### 2) 調査主体と調査方法

要保護児童対策地域協議会事務局で虐待通告の窓口でもあるA市子育て支援課が主体となって実施した無記名によるアンケート調査。アンケート用紙はA市子育て支援課およびA市教育委員会が各保育所、幼稚園、小中学校に依頼して配布、回収した。

#### 3) 調査期間

2007年5月1日～5月31日

#### 4) 回収率

アンケート回収数は533票で回収率は89.7%（535/594）であった。内訳は保育所95.7%（243/254）、幼稚園100.0%（27/27）、小学校87.5%（161/184）、中学校79.1%（102/129）である。

#### 5) 調査内容・分析方法

主な調査内容は回答者の属性、虐待事例に関わった経験、法制度に関する知識、子ども虐待に対応する組織内体制、虐待通告に対する意識等である。調査項目は『学校等における児童虐待防止に向けた取組について』（文部科学省2006）、『保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究』（才村2007）等の先行研究を参考にしながらA市の実情に合わせて修正、追加して作成した。また分析は各質問項目の単純集計、機関別で比較したクロス

集計の結果をもとにおこなった。

### 2. 結果の概要

#### 1) 回答者の属性

回答者の所属機関は保育所が243人（45.6%）、幼稚園が27人（5.1%）、小学校が161人（30.2%）、中学校が102人（19.1%）である。性別は女性75.8%、男性23.6%であった。女性の回答者数が多いのは保育士と幼稚園教諭のほとんどが女性のためである。年齢で最も多い層は40～49歳（38.0%）で以下30～39歳（22.6%）、50～59歳（20.3%）、20歳～29歳（16.9%）、60歳以上（2.3%）の順である。経験年数は1年～30年まで5年刻みで区分してみると11～15年が17.5%で最多であるが回答者の経験年数に大きな偏りはなかった。

#### 2) 子ども虐待にたいする関心度

「虐待問題に関心があるか」の質問には23.6%が「非常に関心がある」、68.9%が「関心がある」、3.9%が「あまり関心がない」、0.2%が「まったく関心がない」、2.8%が「わからない」という結果であった。どの機関でも約9割が虐待問題に関心を寄せていたが、「非常に関心がある」を機関別で比較すると保育所29.6%、小学校20.5%、中学校16.7%、幼稚園14.8%で若干の差があった。

#### 3) 虐待ケースに関わった経験

「今までの勤務経験の中で、虐待を疑われるケースに関わったことがあるか」の質問には34.9%が「ある」、62.7%が「ない」と約3人に1人が経験ありと回答した。「ある」と回答した者は小学校が41.0%で最も多く、以下保育所35.0%、中学校28.4%、幼稚園22.2%であった。また「ある」と回答した186人のうちでは1件が51.1%と最多で、次が2件の24.7%であった。

#### 4) 虐待ケースの対応で苦慮すること

「虐待への対応で最も苦慮した、または苦慮すると予想されることは何か」という質問に15項目を例示して、それぞれ「大変苦慮される」「苦慮される」「あまり苦慮されない」「まったく苦慮されない」の4段階での選択を求めた。「大変苦慮される」と「苦慮される」の割合を合計して高い項目から並べた結果を図1で示す。「虐待している保護者への対応」が88.9%と最高で、以下「虐待かどうかの見極めが難しいこと」84.6%、「虐待を受けている子どもへの対応」82.6%、「自分たちが動くことで家庭に帰ってから子どもにより一層の被害が及ぶのではないかという懸念」77.5%、「プライバシーの保護」71.9%、「精神的なストレスにさらされること」65.1%、「法制度の内容が十分にわからないこと」63.4%、「他の子どもたちへの影響を防ぎきれないこと」58.7%、「子育て支援課、児童相談所以外の関係機関との調整、連携」38.0%、「外部の機関への通告、連絡、相談について校内の合意が得られにくいこと」35.1%、「虐待をしている保護者への対応策について校内の合意が得られにくいこと」32.6%、「児童相談所との調整、連携」32.3%、「子育て支援課との調整、連携」28.7%、「虐待を受けている子どもの対応策について校内の合意が得られにくいこと」24.8%、「関係機関と連携していくことについて校内の合意が得られにくいこと」23.8%の順であった。

#### 5) 虐待通告に関する事項

##### ①法制度に関する知識

虐待の早期発見、通告に関わる基本的な法制度について6項目の質問を設けて知っているか否かを尋ねた。「知っていた」と回答した者が最も多かった項目は「児童福祉に関係のある機

関やその職員は虐待の早期発見に努めなければならない」という早期発見義務で91.0%、次に「児童相談所等の職員は通告者を特定させる事項を漏らしてはならない」が78.2%、以下「通告は文書でなく、面談、電話等でも良いこと」が71.7%、「通告は確証がなくても疑いの段階でできること」67.4%、「守秘義務がある職種であっても虐待の通告をしなければならない規定があること」64.4%、「2005年4月から児童相談所、福祉事務所にくわえ市町村が通告先に追加されたこと」38.3%であった。表1は機関別の結果を示したものである。総じて保育所は法制度に対する知識が高く、逆に中学校は低くなっている。

##### ②通告するための要件

「今後虐待が疑われたり、虐待を発見した場合、あなたは通告しますか」という質問には41.8%が「必ず通告する」、53.3%が「場合によっては通告する」、0.2%が「通告しない」、4.1%が「分からない」と回答し、95%が通告に積極的であった。しかし反面、半数以上が通告するための要件を設定していた。そこで「場合によっては通告する」と回答した者284人に「それはどのような場合か」を選択肢をもうけて問うた（複数回答）。結果は図2のように第1位が「虐待の確証がある場合」87.3%で、以下、「重篤な虐待が認められる場合」87.0%、「所属長の了解がある場合」81.0%、「子どもの了解が得られる場合」21.5%、「保護者の了解が得られる場合」18.7%となった。機関別の特徴としては「子どもの了解が得られる場合」が保育所7.3%、幼稚園0.0%、小学校35.3%、中学校45.7%と子どもの年齢が上がるにつれて重要な要件となっている点があげられる。

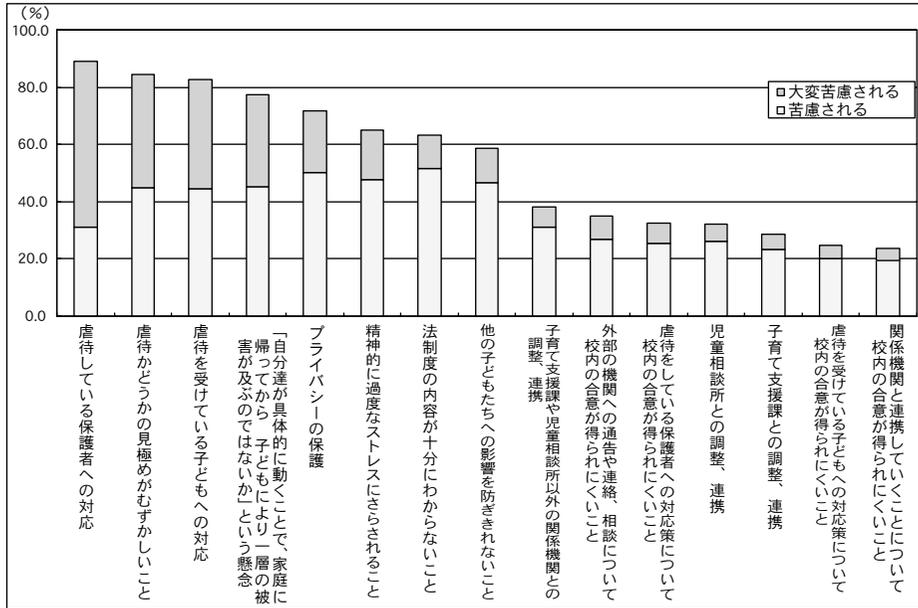


図1. 虐待ケースの対応で苦慮すること (N=533)

表1. 「知っている」と回答した割合 (N=533)

項目	全体	保育所	幼稚園	小学校	中学校
児童福祉に関係のある機関や職員は虐待の早期発見に努めなければならないこと	91.0	97.1	100.0	88.8	77.5
児童相談所などの職員は、誰から通告があったかを洩らしてはならないとする規定があること	78.2	90.1	77.8	68.9	64.7
通告は文書のみでなく、面談、電話などでもよいこと。	71.5	88.5	77.8	64.0	41.2
通告は確証がなくとも疑いの段階でできること	67.4	74.9	63.0	71.4	44.1
守秘義務がある職種でも虐待通告をしなければならないという規定があること	64.4	69.1	63.0	70.2	44.1
2005年4月から児童相談所、福祉事務所に加え、市町村も通告先に追加されたこと	38.8	53.1	33.3	29.8	20.6

③虐待内容による通告意識

ここでの質問項目は才村ら (2007) が実施したビネット調査の項目をそのまま用いている。「親が子どもにポルノビデオを見せる」、「罰として子どもの頭をツルツルに剃る」などの具体的状況39例を示し、こうしたケースに遭遇した

場合通報する必要があるか否かを「明らかに必要がある」、「たぶん必要がある」、「どちらともいえない」、「たぶん必要ない」、「明らかに必要ない」で5つの回答から選択させた。図3は「明らかに必要がある」と「たぶん必要がある」の合計を「通告の必要性あり」として高い順に並

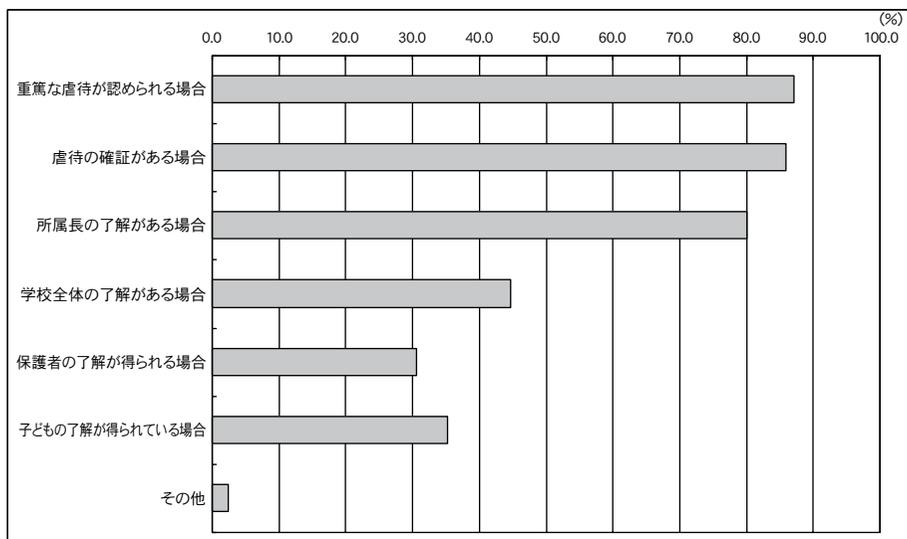


図2. 虐待通告を行うための要件 (N=284)

べたものである。第1位が「たばこの火を押しつける」で93.8%、最も低率だった項目が「罰として、子どもの大事にしているおもちゃを捨てる」の14.1%であった。しかし詳細をみると「親が18歳未満の子どもと性交する」の質問に5人が「たぶん必要ない」、46人が「どちらともいえない」と回答するなど重度の虐待状況であっても通報に対するの抵抗は少なからず存在していた。

#### 6) 虐待ケースに対応するための組織体制

「虐待が疑われるようなケースが発見された場合、機関内に協議できるような会議があるか」の質問には79.7%が「ある」、2.3%が「ない」、14.8%が「わからない」と回答した。

また「あなたの所属機関での虐待に関する対応についてどう思うか」の質問（複数回答）には「適切に対応している」が51.6%と最も高く、以下「虐待問題に対する専門知識が不足している」が27.2%、「組織内で虐待問題について協議する機会が少ない」が17.8%、「児童虐待問

題対応のために組織内で役割分担システムが図られてない」が13.9%、「組織内で問題を抱え込んでしまっている」が8.3%、「他の機関と連携していこうという姿勢に乏しい」が4.7%、「担当が1人で抱え込んでしまっていることが多い」が4.5%、「対応が遅い」が4.3%となっている。

#### 7) 関係機関との連携体制

##### ①関係機関と連携する意識

「虐待ケースに対応するには関係機関の連携が必要だと思うか」の質問には75.9%が「大いに思う」、22.0%が「思う」と答えており関係機関が連携する重要性はどの機関でも認識されていた。

##### ②要保護児童対策地域協議会に関する認識

「A市には児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）があることを知っていたか」の質問に「知っている」と回答した割合は124人（24.0%）で「知らない」が66%と大幅に上回っている。「知っている」と回答した

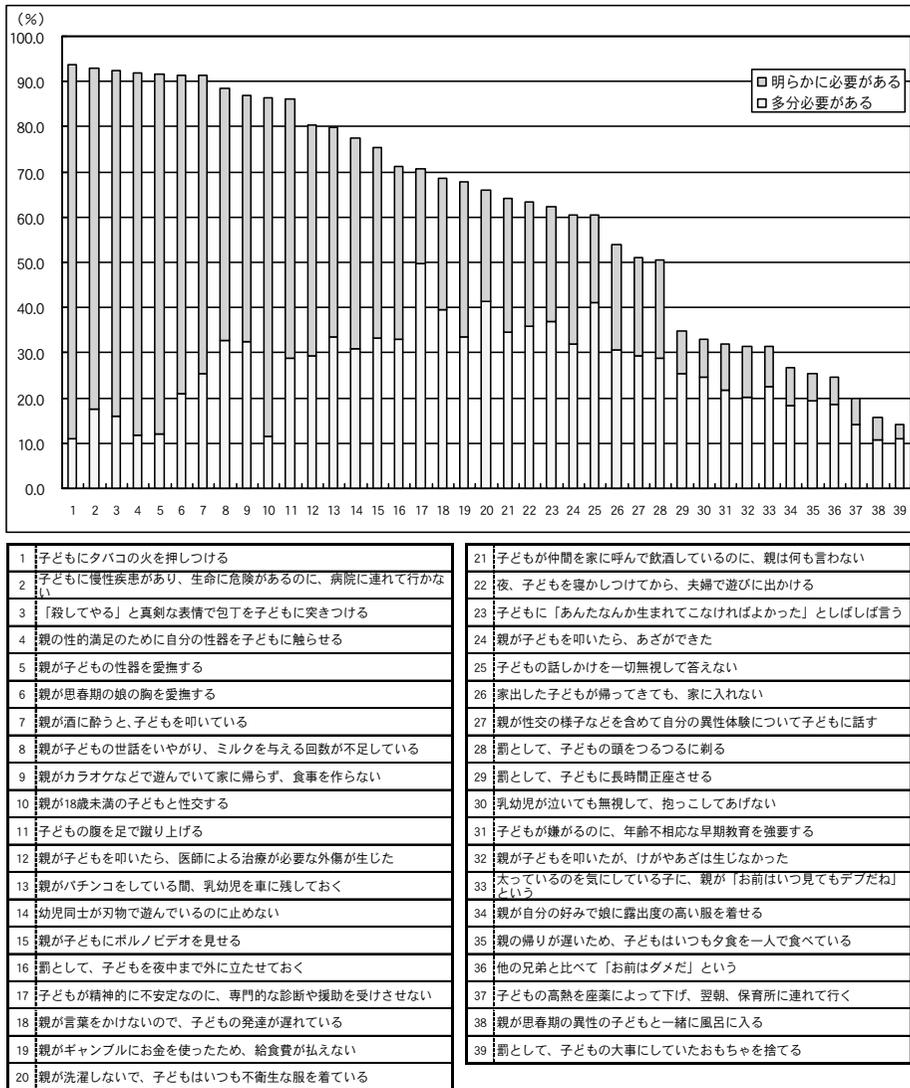


図3. 虐待内容による通告意識 (N=533)

割合を機関別に区分すると保育所が34.2%と最も高く、以下幼稚園が19.2%、小学校が16.7%、中学校が12.9%という結果であった。さらに「知っている」と回答した124人に要保護児童対策地域協議会の主機能3点を知っているか問うたところ「実務者会議：児童虐待防止対策の検討・情報交換・啓発活動等」は59.7%、「ケース検討会議：定期的または緊急に関係者との間

でケース会議を開いて情報の共有、支援方針を確認する」は49.2%、「関係機関職員等を対象とした研修会の開催」は52.4%であった。さらにケース検討会議に出席した経験を持つ者は全回答者の3.4% (18人) のみであった。

③児童相談所等との連携経験

「児童相談所や市の子育て支援課に通告したり、連携した経験はあるか」の質問では21%

が「経験がある」と回答している。機関別にみると保育所10.7%、幼稚園3.7%、小学校32.3%、中学校32.4%であり児童相談所との連携は就学後のケースに多くみられる。

## 8) 子ども虐待に関する研修

### ①子ども虐待に関して学習した経験

「今まで虐待問題について学んだことがありますか」という質問に12項目の選択肢を示して回答してもらった(複数回答)。最も多かった回答は「啓発パンフレットや冊子」で51.8%、以下「書籍」29.1%、「雑誌」28.9%と自分で読んで学習するスタイルが上位を占めた。研修会としては当該組織の管轄課が開催する研修会(学校・幼稚園は教育委員会、保育所は県の知事部局系列)が2割を超えているが、管轄外が開催する研修会への参加経験は10%台である。

専門職の養成課程で学習したという回答は17.6%であった。幼稚園の教職課程33.3%、保育士養成課程24.7%、小学校の教職課程11.8%、中学校の教職課程5.9%とばらつきがあったが、これは回答者の年齢構成が組織によって異なっていることも要因の1つ考えられる。

また49人(9.2%)が子ども虐待に関して全く学んだ経験がないと回答している。

### ②期待する研修会の内容

「今後どのような研修会を期待するか」を5つの項目を示して回答(複数回答)をもとめたところ、第1位は「虐待対応に関する基本的な知識(法律や基本的な対応)」の74.9%で以下「対応が難しい保護者への面接方法」の70.0%、「一般的な子どもや保護者への面接方法」の49.3%、「事例研究」の44.8%、「虐待のリスクアセスメント」の42.8%であり、機関別の特徴はなかった。

## 9) 関係機関に期待する役割

### ①児童相談所に対する期待

「児童相談所の虐待対応にどのようなことを期待するか」という質問に10項目を示して第1位から第3位まで順位づけをしてもらい、重み付け(1位=3ポイント、2位=2ポイント、3位=1ポイント)したポイントを合計した。結果は「迅速な対応」が1146ポイント(以下P)と他を大きく引き離し、以下「保護者が拒否しても職権による立ち入り調査権の行使する」374P、「保護者の権利より子どもの権利を優先させる」299P、「家庭から引き離すべきかどうかの的確な判断」275P、「職権による子どもの保護」218P、「専門的視点からの学校等への助言、支援」208P、「子どもや保護者への指導」166P、「フットワークのよさ」135P、「調査結果、援助方針、援助経過などについて学校等への情報開示」104Pの順であった。

### ②子育て支援課に対する期待

子育て支援課に対しても児童相談所と同じ項目を設けて質問をおこなった。その結果児童相談所と同様に子育て支援課に対する期待も「迅速な対応」が1125Pと突出して高かった。また他の項目も児童相談所に対する期待ときわめて相似していた(図4参照)。また「職権による立ち入り調査の実施」295Pや「職権による子どもの保護」218Pといった現在法的に認められていない項目にも回答が多くあった。

### ③教育行政に対する期待

「児童虐待によりよく対応するために教育行政に何を望むか」という質問に9項目を示して第1位から第3位まで順位づけをもらい、重み付け(1位=3ポイント、2位=2ポイント、3位=1ポイント)したポイントを合計した。最も合計ポイントが高かった項目は「児童

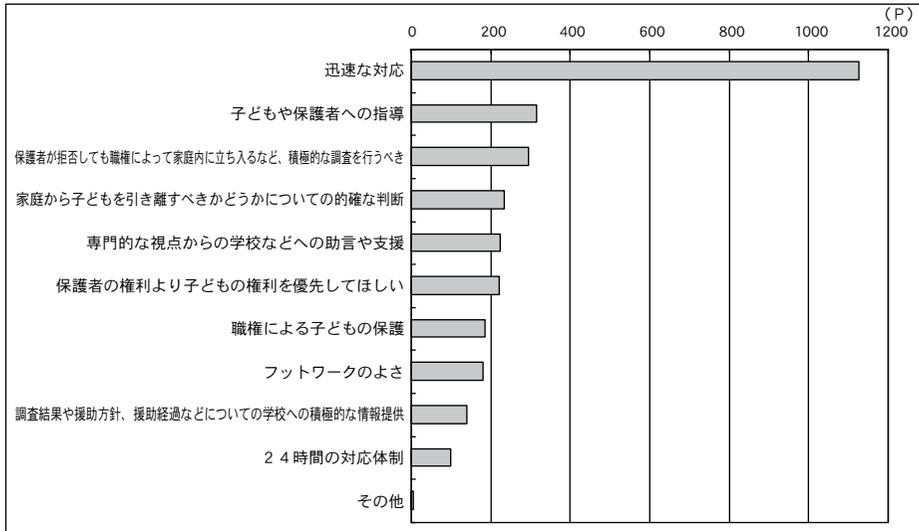


図4. 子育て支援課に対する期待 (N=533)

虐待に対する専門職等（スクールソーシャルワーカーなど）の配置」で589P、以下「カウンセラー等専門家の配置や派遣」490P、「児童虐待に対応する教員の加配」481P、「児童虐待についての研修の充実」472P、「虐待対応について相談できる専門機関の整備」280P、「誤通告があっても法的責任・職務責任が問われない環境整備」119P、「被虐待児童救済のための関係機関サポートチームづくり」95Pであった（図5参照）。

### Ⅲ. 考察：調査結果が示唆する保育所、学校等の課題と役割

アンケートの結果によれば保育士の35.0%、幼稚園教員の22.2%、小学校教員の41.0%、中学校教員の28.4%が勤務の中で虐待ケースと関わった経験を有している。約3割という数値は虐待ケースとの関わりが特別な経験でなく、むしろいつ遭遇してもおかしくないことを意味し

ている。子どもとの関わりという視点で他の機関と比較した場合、学校・幼稚園・保育所の特徴は①地域の大部分の子どもたちと接触している（網羅性）、②ほぼ毎日同じ子どもを観察している（継続性）、③子どもとの関わりは密接なコミュニケーションを基盤としている（親密性）である。こうした特徴は虐待やネグレクトを早い時点で把握し支援を行っていく起点として特異的に重要な機能といえる。したがって虐待問題に関して保育所や学校等の現状を的確に理解しておくことは当該地域で虐待防止プランを設計していくために欠かせない作業と考えられる。本論では調査結果に基づいて保育所、学校等の課題と役割を「子ども虐待に関する知識」、「虐待通告に関する認識」、「関係機関との連携」という3つの視点から検討する。

#### 1. 子ども虐待に関する知識

前述したようにわが国において児童虐待という現象が社会的認知を受けてから10数年しか

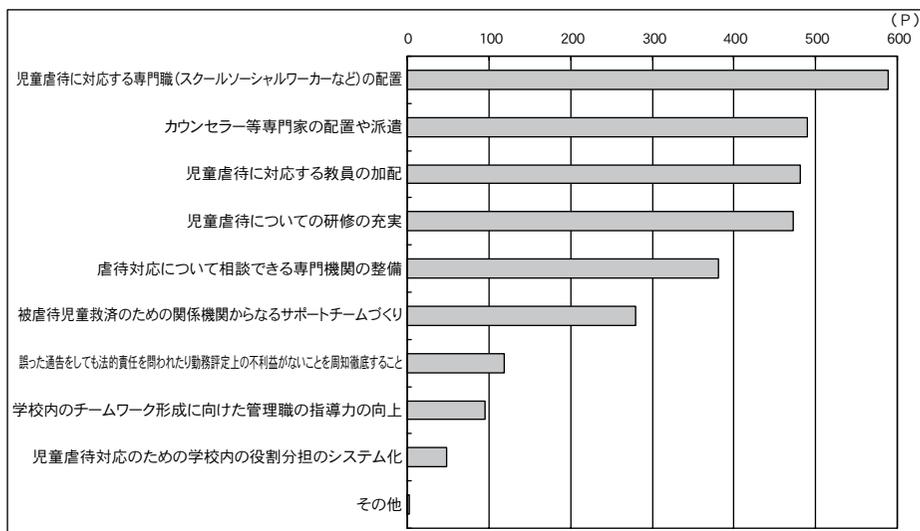


図5. 教育行政に対する期待 (N=533)

経過していない。したがって子どもと関わる専門職種であってもその養成課程で虐待に関する基本的な知識や支援方法を習得しているとは限らない。アンケートでも専門職養成課程で学習したと回答したのは全体の17.6%程度であった。とくに小学校が11.8%、中学校が5.9%と低率になっている点を考慮すれば、学校教員の教職課程カリキュラムや、さらには現任者研修において児童虐待に関する基本的な知識の提供を行っていく必要がある。現任者研修の必要性については、多くの回答者が「啓発パンフレットや冊子」、「書籍」、「雑誌」などで独学している現状からしても教育委員会や自治体行政機関によるシステムティックな研修がもとめられるのではなかろうか。とくに調査結果からは教育委員会や自治体行政機関がおこなう研修会はそれぞれ排他的になる傾向がうかがえるため、効率性と関係機関の疎通性を促進させるためには積極的に合同研修スタイルを取り入れることも重要であろう。さらに子ども虐待に関して「全く

学んだ経験がない」という回答が49人(9.2%)あった結果は看過できない。すべての教職員に最低限の情報と知識が行き渡るような研修システムは児童虐待防止法の趣旨から考えても必須であろう。

では実際に子ども虐待に関してどのような知識が保育士や教員にもとめられるのであろうか。回答者自身もとめている学習内容は「虐待対応に関する基本的な知識(法律や基本的な対応)」が74.9%と最も多く、以下「対応が難しい保護者への面接方法」、「一般的な子どもや保護者への面接方法」、「事例研究」、「虐待のリスクアセスメント」の順である。換言すれば「法律などの基本的な枠組」が「対応技術の方法論」や「虐待問題に特有な細かな知識等」よりも学ぶべき学習内容として重要視されていることになる。「虐待ケースの対応で苦慮した、または苦慮すると予想されること」の質問でも「法制度の内容が十分にわからないこと」と回答した者は63.4%に及んでいる点からも法制度を学習

しておく必要性は高い。

次に基本的な法的枠組みについて実際の程度の知識があるかを調査結果から見てみる。子ども虐待ケースにおいて早期発見と通告は保育士、教員にとって関わりの深い事項であるため、今回のアンケート調査では児童虐待防止法から重要な条項を抜粋して知っているかどうかを問うてみた。早期発見義務が保育士、教員に課せられていることは91%が「知っている」と回答している。この数値の高低判断は難しいが、自分の職が特異的に児童虐待発見に対して法的責任を負っていることを知らない回答者が1割近くあったという方を課題にすべきであろう。通告に関しては「通告者を漏洩してはならないこと」、「電話や面談で通告できること」、「虐待の疑いがあれば通告できること」、「児童虐待の通告は守秘義務に優先すること」など通告に関する重要事項を平均すると約3人に1人は知らないという結果である。法律を知らないということが通告の障害になっているという可能性も考慮すると大きな課題と考えられる。

調査結果からA市における研修や知識面の課題と方向性をまとめると、教職員全体に行き渡る研修システムの構築が必要で、優先されるべき内容は基本的な法制度であると言える。

## 2. 虐待通告に関する認識

周知のとおり児童福祉法第25条は国民全体に児童虐待の通告義務を課しており、加えて児童虐待防止法第5条、6条では学校をはじめとする「児童の福祉に職務上関係している機関、職員」に対して特別に早期発見義務と通告義務を課している。1990年に厚生省（現厚生労働省）が統計を取り始めて以来児童相談所が受け付ける児相虐待の相談件数は現在まで年々増

加し続けているが、法律がもとめる「虐待を疑われるケースを発見した人は誰でも児童相談所等に通告しなければならない」が実現したときの状況と比較すればまだ少ない。それは死亡事例というきわめて重篤なケースであっても関連機関が関わっていないながら児童相談所に通告されていない場合が相当数あることから容易に推測される（厚生労働省2007）。本調査でも「今後虐待が疑われたり、虐待を発見した場合あなたは通告しますか」という質問に「必ず通告する」と答えた者は41.8%と半数に達していない。「虐待通告」という言葉には物々しい語感があり、「立ち入り調査」や「親子分離」といった強権的な介入イメージに連なりやすい。しかし実際に通告されたケースはよほどの緊急性を持たない限り、プライバシー保護を前提とした慎重な調査とアセスメントが優先されているのである。つまり通告とは当該ケースが支援プロセスにのるための契機になる行為といえる。したがって通告件数の増加は支援を受けるケースの増加と同義なのである。

本調査でも通告に関する質問を設定しているが、結果を検討すると通告に関する課題が3点指摘できる。第1の課題は前述したとおり通告に関しての法的な内容が十分に知られていないことである。「通告者を漏洩してはならないこと」、「電話や面談で通告できること」、「虐待の確証がなくても通告できること」、「児童虐待の通告は守秘義務に優先すること」などは通告を躊躇している組織、職員を後押しする条項であり周知を図る必要がある。

第2は重篤事例であっても通報されない可能性が潜在している点である。ピネット調査で示した具体的状況例の中には緊急の介入を必要とされる重篤例も含まれているが、これらに対し

でも通告をためらう回答が少なからず存在している。533人の回答者のうち「親が18歳未満の子どもと性交する」の質問に5人が「たぶん通告の必要はない」、46人が「どちらともいえない」と答えている。子どもとの性交は極度の虐待状況とされ、1回の経験でも子どもに与える心理的ダメージは計り知れないうえ、外部からの介入がない限り継続して行われる特徴がある。虐待行為にあたる具体例、親による虐待行為が子どもに与える影響といった基本的な知識も法律に加えて周知すべき必須の事項といえる。

第3の課題として通告に関して法律とは別に現場では各自が基準を設定している点があげられる。児童福祉法、児童虐待防止法がもとめているのは「虐待を疑われるケースを発見したら児童相談所等に通告しなければならない」という無条件の通告基準であるが、これがどのように修正される傾向にあるのだろうか。「今後虐待が疑われたり、虐待を発見した場合あなたは通告しますか」という質問に対して最も多かった回答は「場合によっては通告する」の53.3%である。半数以上の人々が通告に条件を設けているのだが、その条件とは「虐待の確証がある場合」87.3%と「重篤な虐待が認められる場合」87.0%が上位2つで群を抜いている。この2つは妥当な回答のように受け止められがちであるが実際大きな矛盾を含んでいる。というのは玉井（2007）も全国調査の結果から指摘しているように学校現場が虐待の確証を得ることには自ずと限界があるからである。なぜなら虐待の確証を得るには調査が必要であり、調査を行うには調査する権限と調査技術が必要になるからである。児童虐待防止法が「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は」（傍点筆者）と

対象者を規定したのはまさに確証の追求が通告の妨げになることを防ぐためである。現在わが国でこの調査権限と専門的調査技術を有し、また調査する責任を負っている機関は児童相談所のみである。「重篤な虐待が認められる場合」という回答にしてもリスクアセスメントを実施してケースの重篤性が確定できるわけでもこれにも当然調査が必要となる。したがって通告に関しては個別的判断から組織的判断に変えていく必要性が指摘できる。まず虐待を疑われる事例を発見した場合個人的な判断は保留し、すべて機関内で協議をおこなう。本調査では「虐待が疑われるようなケースが発見された場合機関内に協議できる会議はあるか」の質問に79.9%が「ある」と回答している。協議できる会議がない機関はこうした会議を設定する必要がある。次に組織内の会議で「通告しない方がよいとする積極的な理由があるケース」および「早急に児童相談所に通告する必要があるケース」以外は要保護児童対策地域協議会のケース検討会議にかけて外部機関を交えて協議する。こうしたシステムがルーティン化できれば、個別的な判断のミスが回避できるばかりでなく支援の厚みも増すと考えられる。

調査結果からA市における通告に関する課題と方向性をまとめると①通告は支援のきっかけという認識の普及②通告に関わる法律の周知③虐待の具体例と子どもへの影響の周知④通告の個人的判断を組織内の判断、要保護児童対策地域協議会での判断に委ねるシステムづくりといった点が重要になる。

### 3. 関係機関との連携

子ども虐待ケースは不登校など他のケースと比較して教育、福祉、医療、司法といった複数

の専門機関が登場しやすいため、支援をすすめるうえで関係機関同士の連携が重要になってくる。本調査でも保育所、学校等が関係機関の連携についてどのような意識を持っているか、そして実際にどのような連携を行っているかを調べている。「虐待ケースに対応するには関係機関の連携が必要だと思うか」の質問には75.9%が「大いに思う」、22.0%が「思う」と回答している。また「あなたの所属機関での虐待対応についてどう思うか」の質問で「他の機関と連携していこうという姿勢に乏しい」はわずか4.7%と低率であり、連携の重要性はほぼすべての機関と教職員に認識されていた。しかしながら実際の連携体制がスムーズに機能しているかについては若干の課題が残されている。「虐待ケースと関わりで苦慮したこと」の質問では「児童相談所との連携調整に苦慮」が32.3%、「子育て支援課との連絡調整に苦慮する」が28.7%、「児童相談所、子育て支援課以外の機関との連絡調整に苦慮する」が38.0%で約3割が関係機関との連携に困難を感じている。これは外部機関との関係性のみではなく「外部機関への通告、連絡、相談について校内の合意が得られにくい（35.1%）」という組織内の要因も関係している可能性がある。

実際の連携経験について「児童相談所や市の子育て支援課に通告したり、連携した経験はあるか」と質問したところ全体で21.0%が「経験がある」と回答している。現在子ども虐待防止や虐待ケースへの介入・支援は児童相談所および市町村が中心に運営する要保護児童対策地域協議会が中心的な役割を果たしていくことが期待されている。しかし本調査では要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）の存在を知っていた人は24%と4人に1人程度し

かなかった。さらに「知っている」と回答した人に要保護児童対策地域協議会の主要な機能3点「実務者会議の開催」、「ケース検討会議の開催」、関係機関職員等を対象とした研修会の開催」を尋ねたが、「知っている」という回答はいずれも半数程度である。またケース検討会議に出席した経験を持つ者は全回答者の3.4%（18人）のみであった。この結果から要保護児童対策地域協議会の認知度の低さが指摘できる。

次に保育所、学校等の主な連携相手となる児童相談所と子育て支援課にどのような期待を寄せているかを見てみる。特徴的な結果として児相相談所および子育て支援課に期待することは「迅速な対応」でこれは他の回答と比較すると突出して高い。実際に児童相談所や子育て支援課がケースに対して迅速な対応ができていないのかそれとも他に理由があるのかは精査しておく必要がある。リスクに関する見解の相違、援助方針が共有されていない、支援内容のプロセスが相手側に伝わっていない等コミュニケーション不足による不信感も対応が緩慢に映る原因になる場合がある。

また「児童虐待によりよく対応するために教育行政に何を望むか」という質問に対する特徴的な結果は上位3位までが新たな人員配置の要望という点である。第1位がスクールソーシャルワーカーなど児童虐待に対応できる専門職、第2位がカウンセラー等の専門家、第3位が児童虐待に対応する教員の加配であった。昨今教育現場は不登校、いじめ、発達障害など学校が主体となって関わるべき課題が山積しており、子ども虐待問題の重要性は認識されているものの人的、時間的な余力が限界にきているという実情が調査結果にも反映されたと考えられる。こうした状況の中で2008年度から「スクール

ソーシャルワーカー活用事業」が全国141地域で導入されることになった。スクールソーシャルワーカーが関係機関との連携する窓口として、組織内の調整役として、保護者に対する相談役として、要保護児童対策地域協議会の構成メンバーとして機能することになれば、子ども虐待問題に対する学校等の対応力は格段に向上すると考えられる。

調査結果からA市における関係機関との連携に関する課題と方向性をまとめると①要保護児童対策地域協議会の認知度を上昇させる必要性②児童相談所、子育て支援課が「迅速に対応できてない」とする原因を把握する必要性③スクールソーシャルワーカーなど児童虐待問題に対応できる専門職配置の必要性などがあげられる。

## 文 献

- 厚生労働省（2007）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第3次報告
- 厚生労働省（2005）「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」
- 才村純他（2007）『保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究』厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）平成18年度総括研究報告書
- 才村純（2005）『子ども虐待ソーシャルワーク論』有斐閣
- 玉井邦夫（2007）『学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き』明石書店
- 文部科学省（2006）『学校等における児童虐待防止に向けた取組について』学校等における児童虐待防止に向けた取り組みに関する研究会議報告書